

平成27年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時
平成27年12月2日(水)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時35分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 講堂(1)
- 3 出席委員
伊藤 幸平、大谷 淳、伊藤 英之、杢原 圭子、鬼丸 博哉、藤井 浩明 6名
- 4 欠席委員
平岩 太伸
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
企画部長 戸田 元、人事課長 松原 芳宣、人事課長補佐 加藤 剛、
人事課給与厚生係長 大和 弘明、人事課主事 松平 康介
- 7 議題等
(1) 特別職の報酬等の額について
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	<p>委員の皆様には、何かとご多忙の中ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ今より、尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日の進行役は、会長が決まり、次第の6 諮問までは、事務局で行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は欠席の委員もおりますが、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、審議会に先立ちまして、次第の2 会議の公開について事務局より説明させていただきます。</p>
人事課長	<p>本市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るために、一部の例外を除きまして、市の附属機関等の会議につきましては、会議の公開をすることとしています。</p> <p>会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開させていただくというものでございます。</p> <p>本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、はじめに水野市長からごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>本日は特別職報酬等審議会の開催にあたりまして、委員の皆様方には、本審議会委員をお願いしましたところ快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本審議会は毎年開催させていただいておりますが、なかなか基準というものが、特別職においては特に見えにくい中で、人事院勧告あるいは経済情</p>

	<p>勢や金利というものを踏まえながら、皆様方にご審議いただいている状況でございます。人事院勧告につきましては、今年は上げる方向で勧告がされているわけですが、臨時国会が開催されておらず、法改正がされていないという中で審議会開催となっております。</p> <p>人事院勧告は上がったりがったりするわけですが、今は民間の景気動向が上向きということで、今年的人事院勧告も上げるということだと思います。しかし、どうしても公務員の給料が上がるとなると市民の方からは反論があります。特別職の報酬も上げるとなると、下げるべきではないかという意見もあるのが事実です。そうした感情論もあるのは承知の上で、感情論は一旦置いていただき、数字的にどうなのか、経済動向はどうなのかという点でご審議いただきたいという趣旨で、各界各層の皆様方と市民の代表の方にこの会にご出席いただき、この審議会を開いていただいている状況でありますので、そういった観点からのご意見を出していただければありがたいと思っております。</p> <p>これは、私個人の給料がいくらだとか、特定の議員の報酬がいくらだとかそういうことではなく、誰が市長になっても、誰が議員になっても尾張旭市の特別職の報酬はこうあるべきだ、ということで皆様にご審議いただくものと思っておりますので、忌憚のないご意見をこの審議会の中では述べていただければと思っております。大変難しい結論になるかとは思いますが、諮問させていただきますので、答申という形でこの審議会の結論を出していただきたいと思っております。活発にご審議いただき、答申を頂くということをお願い申しあげまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」をご覧ください。名簿順に紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5 協議事項に入ります。</p> <p>(1)会長の選任 と (2)同職務代理者の選任でございますが、審議会条例第4条によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。どういう方法がよろしいでしょうか。</p>
委員	推薦という形でどうでしょうか。
企画部長	推薦との発言がございました。その他ありますでしょうか。なければ推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
委員	会長は審議会の取りまとめ役という大切な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の藤井先生を推薦します。
企画部長	ただいま、名古屋産業大学の藤井先生のご推薦がありました。ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、藤井様が会長に決定しました。席をお移りいただき、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします
会長	(会長席へ移動)

会長	<p>大役を仰せつかりました、名古屋産業大学の藤井と申します。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>当審議会につきまして、私は初めての参加であります。会長として議事を進めさせていただきますが、至らぬ点がいろいろあると思ひますが、ご容赦いただけたらと思ひます。皆様のご意見をお伺ひして、市民の皆様が納得いただけるような、よりよい結論に導けるようにまとめていきたくと思ひしておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。</p>
企画部長	次に、職務代理者の指名でございます。会長よろしくお願ひいたします。
会長	<p>では、職務代理者については、会長から指名をさせていただく形になっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>特別職の報酬は、地域の経済情勢等も非常に重要な判断材料になってまいります。つひては、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫 尾張旭支店の伊藤支店長に職務代理者をお願ひしたいと思ひます。</p>
企画部長	職務代理者に決定しました瀬戸信用金庫 尾張旭支店の伊藤支店長から一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店支店長の伊藤です。私自身この審議会に参加させていただくのは、昨年に続き2回目になります。微力ではありますが、職務代理者の職責を全うできるよう精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。
企画部長	<p>会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6「諮問」に入ります。</p> <p>これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡していただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
市長	(会長席の近くへ移動)
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	(審議会会長に諮問書を手渡し)
企画部長	<p>なお、委員の皆さまには、ただいまの諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、のちほどご確認いただきたいと存じます。</p> <p>それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございまして、ここで退席をさせていただきます。</p>
市長	(市長退席)
企画部長	諮問が終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、藤井会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、さっそくですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
人事課長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>資料3「関係条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・昨年の会議で答申をもらい、金額等を改正するため、条例改正をした。 ・条例改正し、今年度から期末手当も審議対象となった。 ・条例改正で教育長についても審議対象となったが、現教育長は特別職でないため、今回の審議対象とはならない。

(資料に基づき説明)

- (1) 資料4「県内各市二役給料月額等一覧」
 - ・ 去年の人事院勧告による影響で今年度から給料月額を増額改定している団体が多い。
- (2) 資料5「県内各市二役期末手当額等一覧」
 - ・ 新たに期末手当額についても審議するための期末手当支給額と総収入額を掲載。
- (3) 資料6「県内各市議員報酬月額等一覧」
 - ・ 政務活動費、期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。
- (4) 資料7「県内各市二役給料月額及び議員報酬月額比較(抑制措置前)」
 - ・ 本市は概ね平均から平均以下。
- (5) 資料8「県内各市二役及び議員の期末手当額比較(抑制措置前)」
 - ・ 期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。
- (6) 資料9「特別職及び一般職(最高号給者)の年収比較」
 - ・ 平成27年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.6倍。
- (7) 資料10「特別職報酬等月額の推移」
 - ・ 平成27年4月の改定は、市長、副市長、議長、副議長、議員、すべて0.5%の引上げ。
- (8) 資料11「期末手当支給月数の推移」
 - ・ 平成26年度は0.15月分増額改定している。
 - ・ 本市と同規模の従業員数を抱える企業の社長は統計上、年間報酬額が本市市長の約2倍。
- (9) 資料12「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」
 - ・ 平成27年度一般行政職の給料は、人事院勧告に従い0.4%引上げ予定。
 - ・ 消費者物価指数(9月速報値)は、昨年度から1.2ポイント増加。
- (10) 資料13「人事院勧告状況(平成22年度から平成27年度まで)」
 - ・ 平成23年度は月例給0.23%引下げ。ただし、指定職は0.5%の引下げ。
 - ・ 総合的見直しにより、平成27年度から俸給表が平均2%引き下げられている。
 - ・ 平成27年度の勧告は月例給0.4%引上げ、勤勉手当0.10月分引上げ。
 - ・ 本市一般職員の給与改定は、人事院勧告どおりを予定。
- (11) 資料15「議員の活動状況」
 - ・ 議員報酬を検討する際の参考。
- (12) 資料16「県内各市平成27年度普通会計決算状況」
 - ・ 本市の財政力指数は0.92。
 - ・ 他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良いため。平成26年度の県内市町村の平均は0.97。全国平均は0.49。
- (13) 資料17「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」
 - ・ 5次総の策定、事務事業評価の実施、施策・基本事業評価の実施、指定管理者制度の導入、集中改革プランの実施、土地開発公社経営健全化計画の策定、人事考課制度、定員適正化計画等

会長	<p>それでは、今の事務局からの説明を踏まえて、審議に移ります。ぜひ皆さんの忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>まず私のほうから、ご説明いただいた資料の中から質問で、今年の人事院勧告が行われたものの、臨時国会が開かれなかったということですが、通常ですとこういった場合は通常国会で決まるものでしょうか。</p>
給与厚生係長	今のところ、通常国会の会期を早めて開催して、その中で国家公務員の給与を審議する話を聞いております。
会長	決まるのは年明け以降ということでしょうか。
給与厚生係長	そうなります。
会長	その実施時期は、通常ですと今年の4月に遡って実施されると思いますが、来年の通常国会の中で決まってもその実施時期は変わらないですか。
給与厚生係長	給与につきましては、4月に遡って実施されます。
会長	確認ですが、資料14ページの昨年度の人事院勧告で、給与制度の総合的見直しをして俸給表を2%引下げ、資料16ページにあります地域手当や単身赴任手当といったもので調整したということでしょうか。
給与厚生係長	基本給を下げて手当を上げるという話ではありますが、本市におきましては、地域手当の改正がありませんでしたので、本市は6%で変更なしということになります。
委員	資料17ページで、議員の定数は減ってきていると思いますが、今は何名でしょうか。
企画部長	現在は21名であります。前の市長が亡くなった関係で市議会議員が2人市長選挙に立候補しました。通常は議員の補欠選挙があるのですが、亡くなられたタイミングによりその選挙が無かった関係で、その間は19名で議員は活動されていましたが、定数自体は21名が続いております。
委員	給与と期末手当と2つあって、民間であれば給与はそこまで変わるものではありませんが、利益等に応じて期末手当は変わっていきます。市の基準として、給与と期末手当はどういう考え方で決まっているのでしょうか。毎年審議会で審議されるということは、何か基準に沿った形で見直すべきではないかと思えます。
給与厚生係長	一般職の給料表につきましては、国家公務員に準じた形で行っております。期末手当につきましても、国家公務員に準拠して行っております。特別職につきましては、特に縛られるものではありませんので、実際に地域の状況等を加味して決めていくこととなります。
委員	今回の事例でいきますと、市長の給与は県内で下のほうですが、期末手当になると上のほうになっているというのは、尾張旭市独自のやり方で決まっているという印象があります。

人事課長	<p>5 ページの資料 4 で、市長・副市長の給料月額や地域手当の率が記載してありますが、地域手当については手当に含めない市もありますので、給料月額でいきますと 20 番目になります。期末手当に関しては地域手当も加味されますので、給料月額に比べて順位が上がるという仕組みがございます。</p> <p>一般職員につきましては国に準拠しておりますので、国の人事院勧告に基づいて国が給与改定を行ってから、本市の給与改定を行うのが一般的となっております。例年ですと 11 月に臨時国会が開かれ、国家公務員の給与が改定されて、それに従い本市の職員の給与改定も行っていますが、今年度は国が臨時国会を開かず、来年の通常国会を早めて、1 月 4 日から開催して審議していきたいということです。今年度に関してはまだ給与改定がされていないという状況です。一般職員は国の給与改定がされる前提での考え方となっている状況です。</p>
企画部長	<p>給料・期末手当については、基本的には民間に準拠するという考え方になります。基本給については生活給としての考え方になりますし、期末手当については業績ということで本来は考えるところではありますが、公務については業績が出にくいといったことがございますので、人事院が民間の状況を把握した中で、人事院勧告という形で期末手当を上げたり下げたりすることで対応しています。尾張旭の業績ということで、いきなり期末手当にはなかなか反映されないというのが公務員の給与です。</p> <p>特別職については、給料はこれまでも審議会でご意見を頂いていたわけですが、期末手当もなぜ国に準じて決めるのかという意見もございまして、今回から期末手当についても審議会でご意見を頂いて決めていくという形になりました。</p>
委員	<p>今の話のように、期末手当は地域手当の増減によって変わってくるということですが、地域手当が 0 の市と有りの市が半々くらいですね。そもそもこれはどういう形で決められているのですか。</p>
企画部長	<p>昔は調整手当という形で一律 10% でしたのでどこも同じ考え方だったのですが、地域手当の考え方というのが、国の官公所がある地域の地域バランスを取るということで、こうした率となっております。全ての市町村に国の機関があるわけではないため、そういったあたりを勘案して国が最終的に率を決めています。そのため、なかなか自治体からその率がおかしいということとは言えない状況です。どちらかということと山間部のほうが率は低く、都心に近いところのほうが比較的高いので、豊田市や名古屋市に近いところは率が上がっているように思っておりますが、一律にそういうわけでもありません。</p> <p>特別職については、ある程度市に裁量がある部分ですので、長久手市の特別職は、地域手当を加えないという条例になっているのだと思います。</p>
委員	<p>地域手当というのは、国が尾張旭市はいくらというように決めているということですね。物価水準に応じて決めているというような認識でいいのでしょうか。</p>
企画部長	<p>基本的にはそういった考え方でいいと思います。そのため、東京のあたりは非常に高くなっております。</p>
委員	<p>高いところは大体どれくらいですか。</p>
企画部長	<p>最高で 20% くらいとなっております。</p>
委員	<p>この資料だけを見ると、地域手当が 0 の市もあるので、手当があることに少し違和感を覚えます。</p>

委員	同じ資料の中に通勤というものがありますが、これは諸手当の中に含まれているのでしょうか。
給与厚生 係長	これは通勤手当になりますので、手当に含まれています。あとは住居手当も別掲されております。
会長	<p>それでは審議のほうに入りたいと思います。</p> <p>事務局から説明のありましたように、報酬の改定に加えて、今回から期末手当についてもこの審議会ですべて決めていくということになります。決めることは報酬の額とその実施時期になります。</p> <p>まずは報酬と期末手当の改定の方向性が引上げなのか据置きか、または引下げということを決めたいと思います。その方向性が決まりましたら、実際にどれくらいの額にするのかを決め、実施時期を決めていくというステップで考えていきたいと思っています。</p> <p>それではまず、報酬と期末手当の改定の方向性について皆様ご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	尾張旭市が独自で上げたり下げたりするのは難しいので、近隣の情勢を踏まえてどういう方向性に持っていくのか検討したいです。
会長	近隣の情勢についてはどうですか。
給与厚生 係長	実際のところ、まだ他の市でこの審議会を開催しているところが無い状況で、これから12月いっぱいくらいで第1回の審議会を行っていく市が多いので、情報収集を行った結果を次回にはお示しできますが、現状ではできていないところです。
会長	今日の会議では、そういった情報がない中で検討していくということで進めていきたいと思っています。他に何か意見はありませんか。
委員	決めていく基準というものをここで議論できればいいのではないのでしょうか。報酬はこうだとか期末手当はこうだとかというやり方を議論できれば、次回いろいろなデータが出てきたときに決めやすくなるのではないのでしょうか。そうでないと、やっていくうちにこの情報が足りないというのが出てくると決められなくなってしまいます。
会長	近隣市町村がどういう風に決まるかというのが判断材料になりますし、国の人事院勧告での改定というのも判断材料にはなってくると思います。あとは現在の経済情勢も含めて判断していくということになるとと思いますが、判断材料等何かご意見がありましたらお願いします。
委員	<p>資料12を見ていただくと、リーマンショックの翌年から民間でも仕事が無くなって、そこからいろんな業界を含めて回復基調にある中で、人事院勧告の下げ幅の率も、ちょうどこの平成27年度でカバーしているのかなと判断しています。消費者物価指数も上がっていて、ようやくリーマンショックの影響が解消されているというように感じます。</p> <p>特別この人事院勧告がいけないのかと言われると、一般企業も上昇気流に乗っているというところで推移していますので、この人事院勧告の水準で問題ないのかなと感じます。</p>
委員	企業代表の立場で言わせていただきますと、今のご意見に賛同でいいと思っています。

委員	<p>昨今の新聞紙上、国の税収が上がっているということを言っていますが、実際我々がお相手している中小企業の方々は、まだまだ厳しい部分もあるようですので、そういった方々の見方というのも1つの考えかと思えます。</p> <p>平成17年からずっと報酬を抑えてはいたのですが、昨年に上げて今回どうするかというのは非常に大事になってきます。いろんなご意見のある中で吟味し、第2回に他市の状況を見つつ、各委員の方が考えて意見を出していくということが大事になるのではないかと思います。</p>
会長	<p>今いろいろなご意見をいただきました。過去何年間かずっと引下げる方向の改定がされてきて、それをカバーする人事院勧告が出ているということ考えると、人事院勧告に合わせてはどうかといったご意見がある一方で、他市や経済情勢を考えて判断しなくてはいけないというご意見も出ました。</p> <p>改定の方向性としましては、報酬から考えますと、私が資料を見た中で下げるという方向は考えにくいのかなと思いますが、皆様どうでしょうか。</p>
委員	<p>上げる方向でいいと思います。</p>
委員	<p>マイナスをカバーするという考え方からいくと上げる方向だと思います。</p>
委員	<p>新聞を見ましても株価も上がっていますし、上げたいと思っています。そうすることでやる気も上がり、市が活性化するのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>率や額は別にして、私も人事院勧告のように上げることになるだろうと思いますが、問題はいくらに上げるかという基準をきちんとしておかないと、いろんな意見が出てきたときにまとまらないと思います。</p> <p>一般職の最高で年収1000万円を超えている状況ですので、先ほどの中小企業の方たちからすると、1000万円ももらっているのかという風になります。そういったことも踏まえて、上げ方というのでも説得力のあるような基準を作らないといけないと思います。</p>
委員	<p>上げる方向でいいと思います。</p>
会長	<p>これから実際に上げ率や上げ幅について議論していくわけですが、給与については上げるということでもいいかと思えます。</p> <p>期末手当についてですが、給与と同じように考えていいのか、それとも別々に考えるべきなのか、民間企業でいきますと、企業によって考え方は様々だと思います。判断材料が難しいところではありますが、私としては期末手当も特段今の水準から下げることはないかと思えます。考えるとすると据置きか引上げるかを考え、近隣市町村の動向を踏まえて決めていくことになるかと思えますが、その点は皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>引上げる方向でいいと思います。</p>
委員	<p>他市がどこも3.1月ということが気になりますので、やはり他市の状況を聞いてからでもいいのかなと思います。</p>
会長	<p>この3.1月というのは、全部横並びになるようになっているのですか。</p>
給与厚生係長	<p>今まで期末手当について、こういった会議で議論する市が無い状況で、人事院勧告の中に指定職の改定率がございますので、それに従うような形で改正してきたのが事実です。近隣についても同じような形でやってきていますので、その結果横並びになっているということです。</p>
会長	<p>3.1月については横並びということですが、他市の状況を見て下げるといふこともあり得るということでしょうか。</p>
委員	<p>期末手当については、対外的な影響力がともあると思いますので、3.1月から上げるか下げるかという決定は非常に慎重になると思います。議論の余地はあると思います。</p>

会長	3.1月という数字について議論したほうがいいのかということでしょうか。
委員	現段階でこの数字を変えるかということについて議論すべきだと思います。
会長	では、方向性として下げることについてはいかがですか。
委員	下げることには無いですが、他市がどういう結論に至るかというのをやはり見たいと思います。
委員	<p>期末手当は、やはりいろんな意見が出やすいところなので、きちんとしておかなければいけないところだと思うのですが、例えば長久手市と比べると長久手市はとても低いですね。そうすると、近隣と合わせるのであれば、長久手市に合わせて当然下げなければならない。しかし、現実にはそういうわけにもいかないのだと思います。地域手当の考え方を整理していかないといけないのかなと思います。</p> <p>期末手当については、率を変えないとしても給料が上がればそのまま上がります。3.1月ももらえる企業はそんなに多くはないので、その辺りをどうするのかと私は感じています。地域手当がとても期末手当を高くしていますし、その辺がどういった考え方で決められたかわかりませんが、近隣と比べた時に、非常に差が出ているところのような気がしています。</p> <p>しかし、報酬全体を下げるわけにもいかないということもわかりますので、そこは給料との関係でバランスを取るのがいいかもしれません。いずれにせよ、考え方を整理しないといけないなという気はしています。</p>
委員	先ほど近隣ということでも長久手市と比較されましたが、数年前まで長久手市は町だったと記憶しています。町から市に変わってまだ年が浅いのも、こういったところに影響があるのかないのか教えていただけたらと思います。
給与厚生 係長	確かに町だったということもあり、額がもともと低いということもあります。まだ市になって浅いので、その影響は多分にあるかと思っています。
会長	<p>給料を上げると同じ3.1月だったとしても、期末手当は増えるということになります。そこから、さらに3.1月を増やして額も増えていくことがいいのか、そういうことも含めて考えていかなければいけないということです。</p> <p>次回出てくる資料には、他市が何カ月にするかという情報なのか、引上げるのかどうかといった情報になるのか、こういった形になりそうですか。具体的に瀬戸市や長久手市がどうなるかといった情報は出てこないですか。</p>
給与厚生 係長	だいたいどのくらいの月数になりそうかといった情報くらいまでしか出てこないと思われます。給料についても、上がるかどうかといった程度の情報になるかと思っています。

企画部長	<p>期末手当につきましては、今までこういった議論を頂く機会がありませんでした。先ほど説明がありましたように、市長の期末手当については、基本的にはどこの市町も国に準じて決めてきた経緯があります。給料が上がれば当然期末手当も上がります。期末手当の月数については、国の指定職の方、事務次官クラスの方になりますが、そういった方々の期末手当の月数をそのまま使っているということで、3.1月になっているのが現状でございます。一部2.95月の市がありますが、昨年度の上げられるときに見送ったという形で上がっていないのだと思われま。</p> <p>そういった話ですと、なかなかこの月数を上げるというのは自分たちとしても判断は難しいと考えております。しかし、地域手当についてはいろいろと議論もあるかとは思いますが、市の特別職によってそれを勘案する、しないという部分については、一部議論する点もあると思います。例えば、本市の6%を8%にしようといった話については、国に準じた部分で決められておりますので、その辺りはご配慮いただきたいと思っております。</p> <p>期末手当につきましては、他の市はこの審議会にかけるものとはなっておりませんので、おそらく同じような横並びの形になるかと思っております。</p>
委員	<p>全て率なので、給料が上がれば自動的に全部上がりますね。普通、手当という額で決まっていると思いますが、これはそうではないですね。</p>
企画部長	<p>そういった部分から言いますと、民間ですと額についての交渉になるかと思いますが、確かにその観点からはあまり馴染まないように感じます。</p>
給与厚生係長	<p>資料14ページで、平成27年度の期末手当の支給月数の中に、指定職は0.05月増額とあるものですから、おそらく他の市も0.05月プラスになるかと推測できます。</p>
会長	<p>今までは、これが基準になってきたのですか。</p>
給与厚生係長	<p>そうです。指定職のほうを基準にしてきました。</p>
会長	<p>期末手当の方向性については、引上げるか据置きにするかの判断についていかがでしょうか。</p>
委員	<p>皆様の意見を聞いていて、判断は難しいですね。</p>
会長	<p>引下げるという考えはありますか。</p>
委員	<p>それはないです。据置るか引上げる方向ですが、今の時点では判断いたしかねます。</p>
会長	<p>給料と違って判断が難しいとは思いますが、指定職の人事院勧告0.05月分が出ているというところを見ますと、引上げるか据置きかのどちらかで進めていくのかなと思います。もちろん引下げるという選択肢もありますが、先ほどの給料の考え方からいきますと、やはり据置きか引上げになるかと考えていますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>その引上げるという意味は、額を上げるということなのか、率を上げるということなのかですが、今の気持ちからしますと、額を上げるとなると、先ほどの話から、率を上げなくても額は上がりますね。ですので、率を上げると上がりすぎると私は思っています。地域手当のアンバランスなところを調整するといいいのではないかと私は感じています。地域手当が近隣との間でバランスがおかしいとするならば、そういうところは修正していく機会にするといいいと思います。</p>
会長	<p>額で決めるのか率で決めるのかということですが、審議会としましては、額をいくらにするという決め方がいいと思っておりますか。</p>

委員	<p>決めるのは率になると思いますが、今言われました、引上げるのか据置くのかという質問はどちらの意味になりますか。おそらく言われているのは、額が上がればいいということだとは思いますが、額が上がるのか率が上がるのかでは意味が変わってくるということを確認したいです。</p>
会長	<p>額が上がるという意味です。3.1月という結論になったとしても、額自体は上がりますので、実態として額が上がるかどうかという議論になります。</p> <p>給料と期末手当の方向性としましては、引上げるということで進めていきます。実際にどれくらい上げるのか、期末手当については額でどれだけ上げるかということになります、その点については判断材料が揃っていないというご意見もありました。</p> <p>人事院勧告の中では、職員の給料は0.4%上げて、来年に可決されれば4月に遡って給与改定されます。特別職についても、人事院勧告で民間給与等の賃上げ状況を見てこういった判断になったのだと思います。民間企業との格差ですとか一般職と特別職との格差ですとか、そういったものを考慮しますと、この人事院勧告の0.4%というのが1つ基準になってくると思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>その通りだと思います。人事院勧告が目安になってくると思います。我々民間企業から言いますと、給料はいわゆる業績貢献度というのが反映されてきます。金額というのを我々では一概にこうだと言えませんが、今の水野市長は全国植樹祭ですとか、いろいろご活躍されているのは拝見しております。金額は別にして、我々でいう査定については頑張っておられるなどという思いがありますので、そういう点が少しでも反映できればという思いです。</p>
委員	<p>期末手当の額ですが、民間企業から言いますと、手当はやはり何カ月かというものが基準になるかだと思います。何カ月上げるかという方向性でいいと思います。給与の内訳の中には職能給とか各個人がどれだけ企業に対して貢献しているかという点から決めていきます。期末手当についても同じだと思います。</p> <p>やはり、まずは給料の議論をして、そのあと期末手当の何カ月かというところの決定の方向でいいと思います。</p>
会長	<p>給料の改定率についてはご意見ありますか。</p>
委員	<p>改定率については、人事院勧告といえども、第2回までの情報収集と年末の賞与や民間給与のいろんな動きがありますので、そういったものを加味して意見を改めたほうがいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>私は婦人会のほうでいろいろと市長にも積極的に動いていただいて、とてもうまくいっています。親身に自治会に参加していただいたり、集会や総会するときにもお話をいただいたり、本当に積極的に対応していただいております。若いだけあって行動力もあり、おっしゃられることも鋭く意見を言っていて、ありがたいと感じております。</p> <p>行政の方も雰囲気が変わって非常にやりやすいでしょうし、何かと行動されてきたと思います。そういったことを加味いたしますと、職員の方も働きやすく、市民からも慕われる市役所になるのであれば、金額のほうも加味してあげたいという個人的な意見はあります。</p>
会長	<p>市長や議員の方の活動も考慮して決めていくということになりますね。</p>

委員	<p>当然給料は上げていかないといけないと思っていますが、我々が考えなければいけないのは、決めたことが合理的かどうかということをお問われます。そういったところをきちんと答えられるようにしておかなければいけないと思います。先ほど市長のご挨拶にありましたように、情報としては人事院勧告と経済状況と近隣があるわけですが、感情論を抜きにしてということをおっしゃられていましたので、合理的にこうだということを出していかなければいけないと思います。</p> <p>資料5ページを見て思い当たるのが、期末手当は役職加算率や管理職加算率も含めて、ほぼ率で決まっています。違っているのは地域手当だけです。地域手当を合理的に決めるものがあるべきではないかと思います。先ほどの話ですと、物価指数等で国が決められているということですけど、ここを少し明確にできたらいいのではないかという気がします。</p> <p>民間企業でも、全国に拠点を持っている会社ですと地域手当のようなものがある、その地域ごとの物価水準で自動的に計算するように決めている会社があるのですが、近隣との差があるという点で、そういう何か基準というものがあるといいのではないかと思います。</p>
会長	<p>地域手当というのは、物価や各地域の民間企業の給与等を総合的に判断して決められていますか。</p>
給与厚生係長	<p>そうですね。そういった物価や民間企業の給与といったものも加味して決められています。</p>
会長	<p>昨年度の総合的な見直しの中で、地域手当を上げたということがありますが、尾張旭市はそのままということですか。</p>
給与厚生係長	<p>そうです。</p>
会長	<p>わかりました。</p> <p>今ご意見が出ました地域手当の6%が期末手当にも反映している点で、先ほどありました長久手市では、特別職の期末手当には反映されていません。この辺りをどうやって考えるかということが期末手当を考えるときに議論になるかと思います。</p> <p>それでは、この議論の中では給与報酬と期末手当を引上げる方向で考えていこうと思います。実際にいくら上げるかについては、近隣市町村がどういった状況で動いているのかといった資料が集まったところでもう一回議論したいと思います。そして、もう1つ意見として上がりました、地域手当の6%というのも期末手当を決めるときに考えていくことにします。</p> <p>本日は方向性を決めたというところですが、よろしいでしょうか。</p>
企画部長	<p>次回に向かって私どもが用意するのは、近隣の状況をまず集めさせていただくということで理解させていただいて、早めにまとまれば開催前にお配りできればと思いますが、横並びで開催するところが多いので、十分なものが集まるかはわかりませんが、集まり次第配布いたします。</p>
委員	<p>次回の開催までに、人事院勧告は決まるのでしょうか。</p>

企画部長	<p>1月4日からという話も出ておりますが、実際に法案がいつの段階で審議になるかはまだ未確定です。法案が可決する前に決めてしまってもいいかどうかは別として、その日までに決まるのは難しいかもしれません。</p> <p>国のほうも、本来ですと12月に差額が出るという形ですが、翌年の収入にもなってしまうので、その辺をどう考えているかはわかりません。できるだけ早くとは言っているものの、会期ですとか他の法案との関係もありますので、その辺は未確定になります。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それではその他について、事務局からございましたらお願いします。</p>
給与厚生 係長	<p>次回の開催についてですが、平成28年1月12日（火）の午後2時から開催させていただく予定をしております。開催通知はまた別途お届けいたします。</p>
会長	<p>それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。</p>